

し、紀、川郡の中央を流る、を以て、郡中堰渠を所々に作りて、灌漑の利あり、田畑皆沃腴にして、五穀の性少し伊都に譲るといへども、名草に勝れり、且川あるを以て運漕の便あり、又山あるを以て薪柴乏しからず、通じてこれを論するに、民の生産宜しといふべし、郡中商賈多くして、輕薄の風あり、山中の諸村といへども、又大に寒乏に至るものなし、粉河あり、根來あり、高野の街道にして、中世天子の臨幸、公卿の參詣屢なりし故、郡中繁昌して舊跡等も亦多し。

〔續日本紀元九正〕神龜元年十月癸巳、行至紀伊國那賀郡玉垣勾頓宮。

〔東大寺要錄六〕別功德分庄

紀伊國那賀名草兩郡十二町九段廿步

名草郡

〔紀伊續風土記名草郡〕總論

孝德天皇の御代、國郡を定め給ひしより、名草を以て郡名とし給ひしなり、國造舊記曰、十九代大ある、則其名義は詳ならず、或説に、渚の義ならむといへり、渚、和名、砂、韓詩注云、一溢、一否、曰渚、和名是なり、の地形に據れば、渚、和名、砂、韓詩注云、一溢、一否、曰渚、和名あり、渚、和名、砂、韓詩注云、一溢、一否、曰渚、和名郡の廣袤東は那賀郡に接し、西南は海部郡に接し、北は和泉國日根郡に界す、東西行程六里餘、南北三里半、略古より諸郡の中にて、田野平曠にして、播種地に宜く、五穀蔬菜より草蓼衆草に至るまで、生殖せざる物なし、人民富庶にして、郷里の數も他郡より多き事數倍す、官知神も亦多し、國中輻湊の地なること知べし、故に古より國造こゝに居し、國府を此郡に建られ、直川莊、大野府中村莊、大野守護も亦是に居れり、略大抵國中の貴族著姓爰に出ざる者なし、略〔續日本紀元九正〕養老七年十一月丁丑、下總國香取郡、略紀伊國名草郡等少領已上、聽連任三等已上親、

海部郡

〔紀伊續風土記海部郡〕總論

當郡總て七莊、名草、在田、日高三郡の濱海の地にして、壤地三斷して接續せず、加太、木本、雜賀三莊